

最高裁秘書第2401号

令和3年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



慎

司法行政文書開示通知書

令和3年7月3日付け（同月5日受付、第030335号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成9年12月22日付け最高裁民二第616号事務総長通達「「民事訴訟費用等に関する法律」、「刑事訴訟費用等に関する法律」等の運用について」（片面で12枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

「民事訴訟費用等に関する法律」，「刑事訴訟費用等に関する法律」等の運用について

平成9年12月22日民二第616号高等裁判所長官，地方，家庭裁判所長あて事務総長通達

改正 平成11年2月3日民二第30号

平成12年8月28日民二第457号

平成31年3月22日民二第784号

令和2年9月2日民二第2300号

令和3年3月29日総一第381号

民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号。以下「民訴費用法」という。），刑事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第41号。以下「刑訴費用法」という。），民事訴訟費用等に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第5号）及び刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則（昭和46年最高裁判所規則第8号）の運用について、下記のとおり、証人等に対し航空賃を支給すべき場合等に関する参考基準並びに旅費、日当及び宿泊料（以下「旅費等」という。）の概算払の手続等の要領等を定めるとともに、その他実務上配慮を要すると思われる事項を取りまとめましたから、これらに留意の上遺漏のないようにしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長からこの旨を伝達してください。

記

第1 航空賃を支給すべき場合に関する参考基準

民訴費用法第21条第1項又は刑訴費用法第3条第1項による航空賃の支給は、出頭のための旅行の日程及び当該旅行に係る旅費総額を勘案して、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認める場合で、

現に航空機を利用したとき（復路については、航空機を利用することが確実であると認められるとき。）を行うものとする。

第2 本邦と外国との間の旅行に係る旅費等に関する参考基準

民訴費用法第24条又は刑訴費用法第6条による本邦と外国との間の旅行に係る旅費等は、原則として、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）により、6級以下の職務にある者の外国旅行について支給される旅費等に準じて算定するものとする。

第3 旅費等及び鑑定等に必要な費用の概算払の手続

1 民訴費用法の規定による旅費等及び鑑定等に必要な費用の概算払

（1）当事者等の予納に係る保管金からの概算払

ア 証人等の旅費等

（ア）証人に対する旅費等の概算払は、概算払をしなければ証人の出頭が困難であって、かつ、概算払をすれば証人の出頭することが確実であると認められるときに限り行うものとする。

（イ）証人を呼び出す場合において、旅費等の概算払をすべき事由があると認められるときは、呼出状と同時に、概算払に関する注意事項を記載した書面（別紙第1参照）及び概算請求書（事件番号、事件名等事件の特定のため必要な事項及び出頭年月日を記入したもの）を証人に送付する。

（ウ）概算請求書が提出された場合において、裁判所が概算払を相当と認めたときは、裁判長は、これに支給すべき旨を記載して押印するものとする。

（エ）歳入歳外出現金出納官吏は、（ウ）の書面の回付を受けて支払をしたときは、その書面の写しに支払をした旨及びその年月日を記載して裁判所に返付する。返付を受けた書面は、記録につづりこむ。

（オ）旅費等の概算払を受けた証人の尋問が終了したとき又はその証人が出頭した場合において尋問を要しなくなったときは、原則として、その当

日に精算の手続をする。この場合においては、証人から提出された精算請求書に(イ)に準じて裁判長が押印し、歳入歳出外現金出納官吏が精算手続をする。

(カ) 民訴費用法第18条第3項の規定により証人に概算払をした金額を返納させるべきときは、裁判所は、その旨を歳入歳出外現金出納官吏に通知し、当該官吏から返納手続に要する書類の送付を受け、これを添付して返納すべき旨を証人に通知する。

(キ) 鑑定人、通訳人及び査証人に対する旅費等の概算払については、(ア)から(カ)までに準じて取り扱うものとする。

イ 鑑定等に必要な費用

(ア) 鑑定人に対する鑑定に必要な費用の概算払は、鑑定人にその費用を立て替えさせることが困難であると認められる場合に限り行うものとする。

(イ) 鑑定人に対し費用の概算払をすべき事由があると認められるときは、概算請求書（事件番号、事件名等事件の特定のため必要な事項を記入したもの）を鑑定人に交付する。

(ウ) 概算請求書が提出された場合の手続は、アの(ウ)及び(エ)に準じて取り扱うものとする。

(エ) 費用の概算払を受けた鑑定人が鑑定を終了したときは、精算の手続をするものとし、その手続は、報酬を支給するものについてはその支給の手続と併せてするものとするほか、アの(オ)に準じて取り扱うものとする。

(オ) 民訴費用法第18条第3項の規定による返納の手続は、アの(カ)に準じて取り扱うものとする。

(カ) 通訳人、査証人及び民訴費用法第20条の規定により費用を請求することができる者に対する通訳、査証及び調査等の行為に必要な費用の概算払については、(ア)から(オ)までに準じて取り扱うものとする。

(2) 歳出金からの概算払

ア 証人等の旅費等

国庫において立て替えてする証人、鑑定人、通訳人及び査証人に対する旅費等の概算払については、(1)のアに準じて取り扱うものとする。この場合において、(1)のアの(エ)から(カ)までに「歳入歳出外現金出納官吏」とあるのは、「官署支出官又は資金前渡官吏」と読み替える。

イ 訴訟上の救助の場合の鑑定に必要な費用

訴訟上の救助により支払を猶予した裁判費用のうち鑑定に必要な費用の概算払については、(1)のイに準じて取り扱うものとする。この場合において、(1)のイの(ウ)から(オ)までにおいて準じて取り扱うものとされている(1)のアの(エ)から(カ)までに「歳入歳出外現金出納官吏」とあるのは、「官署支出官」と読み替える。

2 刑事訴訟法の規定による旅費等及び鑑定に必要な費用の概算払

(1) 証人等の旅費等

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）に規定する証人（少年法（昭和23年法律第168号）第30条第2項に規定する参考人を含む。）、鑑定人、通訳人及び翻訳人の旅費等の概算払については、1の(1)のアに準じて取り扱うものとする。この場合において、1の(1)のアの(イ)に「証人を呼び出す場合において」とあるのは、「証人を召喚する場合において」と、「呼出状」とあるのは、「召喚状」と、1の(1)のアの(エ)から(カ)までに「歳入歳出外現金出納官吏」とあるのは、「官署支出官又は資金前渡官吏」と、1の(1)のアの(カ)に「民訴費用法第18条第3項」とあるのは、「刑訴法第164条第2項」と、1の(1)のアの(キ)に「鑑定人、通訳人及び査証人」とあるのは、「鑑定人、通訳人及び翻訳人」とそれぞれ読み替えるものとする。

(2) 鑑定に必要な費用

刑訴法第173条に規定する鑑定に必要な費用の概算払については、1の

(1)のイに準じて取り扱うものとする。この場合において、1の(1)のイの(ウ)から(オ)までにおいて準じて取り扱うものとされている1の(1)のアの(エ)から(カ)までに「歳入歳出外現金出納官吏」とあるのは、「官署支出官」と読み替えるものとする。

第4 収入印紙の再使用証明等の手続

1 受付事務

(1) 収入印紙をはる方法

民訴費用法第9条第3項各号及び第5項に掲げる申立ての手数料として納付される収入印紙については、同法第10条第1項（再使用証明）の手続にかんがみ、できる限り別の用紙にはらせ、これを訴状その他の申立書に添付させる取扱いをする。申立ての趣意を記載した調書に収入印紙をはる場合もこれに準ずる。

(2) 収入印紙の再使用の申出

民訴費用法第10条第1項の規定による再使用の申出は、できる限り書面（別紙第2参照）によってさせるものとする。

2 再使用証明の手続

民訴費用法第10条第1項の規定により裁判所書記官がする証明は、次の手続により行う。

(1) 還付すべき金額（その金額の一部につき再使用証明を付して収入印紙を交付しようとする場合はその額）に相当する収入印紙を訴状等（訴状その他の申立書及び申立ての趣意を記載した調書等をいう。以下同じ。）から分離して証明書（別紙第3参照）の用紙にはる。

(2) 訴状等から収入印紙を分離したときは、その箇所に、再使用証明のため分離した旨及びその年月日並びに分離した収入印紙の種類及び枚数を付記して記名押印する（別紙第4参照）。

(3) (1)により、訴状等から分離した収入印紙をはり付けた用紙に、再使用する

ことができる収入印紙の金額、再使用することができる旨及びその裁判所名並びに再使用することができる期間を記載して記名押印する（別紙第3参照）。

(4) (3)の手続を終えたときは、再使用申出書に、再使用証明をした金額、再使用証明を付した収入印紙の種類及び枚数並びに再使用証明をした年月日を付記して記名押印する（別紙第5参照）。

3 再使用証明の失効手続

民訴費用法第10条第2項の申立てに係る還付の裁判が確定したときは、裁判所書記官は、再使用証明が付された収入印紙の再使用証明文の下部に、再使用証明失効の旨を記載して記名押印する。

第5 鑑定料等の請求の機会を与えるための措置について

民訴費用法第27条及び刑訴費用法第10条により給付の請求について期限が定められていることにはかんがみ、民事訴訟等において事件を完結させることとなる判決をする場合若しくは民訴費用法第27条に定める事件完結の日から2月の期限が近づいた場合又は刑事訴訟において訴訟手続を終了させることとなる裁判若しくは訴訟費用を負担させる裁判をする場合において、鑑定料、通訳料、翻訳料、査証料、弁護人の報酬等を請求することができる者でいまだその請求をしていないものがあるときは、必要に応じ、あらかじめ、裁判所書記官等をしてこれらの者に対し、速やかに請求の手続をとるよう連絡させる等適当な措置を執らせることが相当である。

付記

- 1 この通達は、平成10年1月1日から実施する。
- 2 昭和46年6月26日付け最高裁民二第590号事務総長通達「「民事訴訟費用等に関する法律」、「刑事訴訟費用等に関する法律」等の施行について」は、平成9年12月31日限り、廃止する。

付記（平成11.2.3民二第三〇号）

この通達は、平成11年4月1日から実施する。

付記（平成12.8.28民二第457号）

この通達は、平成13年1月1日から実施する。

付記（平成31.3.22民二第784号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

付記（令和2.9.2民二第2300号）

この通達は、特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第3号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和2年10月1日）から実施する。

付記（令和3.3.29総一第381号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。ただし、記第2から記第18まで及び記第21の定めは、同年7月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、従前の様式による用紙が残存している場合には、これを使用して差し支えない。

(別紙第1)

注 意

あなたが証人として裁判所に出頭する場合に要する旅費、日当及び宿泊料は、原則として尋問が終わってから支給することとなっています。もし、先に旅費の支給を受けないと出頭することが困難であるときは、送金しますから、至急、同封の請求書にあなたの氏名と住所だけを記入して、これを当裁判所に送ってください。

旅費等の支給を受けておきながら、指定の期日に裁判所に出頭しなかったり、出頭しても正当な理由がなく宣誓や証言を拒んだときは、これを返納しなければならないことになりますから、注意してください。

令和 年 月 日

裁判所

証人

殿

(別紙第2)

第1号様式

収入印紙再使用申出書		
手数料を納付した 事件の事件番号	令和 年()第 号	
納付した印紙の総金額	金	円
<p>民事訴訟費用等に関する法律第9条 第1項 第2項 第3項 第5項 の規定により手数料の還付 を受ける場合は、金銭による還付に代えて、上記の印紙のうちから 還付金額に相当する額 還付金額中 円分 の印紙を再使用したいので、一括して 個別に その旨を 証明してください。</p>		
令和 年 月 日		
申出人 住所		
氏名		
裁判所	支部	御中
	出張所	

(注) { } 内の不要部分は抹消すること。

(別紙第3)

第2号様式

再 使 用 証 明 書			
事件番号	還付すべき手数料を 納付した事件	令和 年 ()	号
	手数料還付申立事件	令和 年 ()	号
申立人住所氏名			
印 紙 ち ょ う 付 欄			
再使用できる印紙の金額		円	
上記の印紙は、令和 年 月 日から1年以内に限り、上記の金額について、当裁判所における他の申立ての手数料の納付に使用できることを証明する。			
令和 年 月 日			
裁判所		支 部	
		出張所	
裁判所書記官		印	

(別紙第4)
第3号様式

分離した印紙の種類	
円	枚
(合計)	
円	枚
上記印紙は、再使用証明のため 分離した。	
令和	年 月 日
裁判所書記官	印

(別紙第5)

第4号様式

再使用証明 をした金額	円	
再使用証明 を付した印 紙の種類	円 (合計) 円	枚 枚
令和 年 月 日上記の とおり証明をした。 令和 年 月 日 裁判所書記官 印		